

「新時代の教育のための国際協働プログラム」委託事業実施要項

平成29年3月31日
大臣官房長決定
平成31年2月15日一部改訂
令和2年2月18日一部改訂
令和3年6月15日一部改訂

1 趣旨

G7 教育大臣会合やG20 教育大臣会合等の枠組みにおいて、SDGsの達成やSociety5.0時代の到来に対応するための国際社会に共通の教育課題等への対応が求められている。このことを踏まえ、諸外国の豊かな経験を相互に学び合い、教育分野における諸外国との関係強化を図ることにより、多様化する教育課題等に対する教育実践の改善に資するため、本委託事業を実施する。

2 事業内容

業務委託を受けた団体（以下「受託団体」という。）は、以下の内容について実施するものとする。なお、（2）の事業については、毎年度、公募及び外部有識者による審査の上、事業テーマに関する知見及び実績等を有する団体に再委託して実施するものとする。

（1）初等中等教職員国際交流事業

文部科学省と相手国政府との合意に基づき、これまでの相手国との初等中等教育の教職員交流の実績を踏まえて、教職員の招へい及び我が国の教職員の派遣を行い、これらの交流を通じて、日本と諸外国の教職員の持続可能なネットワークの構築及び学校間の国際交流の促進に関する調査・研究を行い、成果報告書の作成、成果報告会及びワークショップの開催等を行う。

（2）教職員交流を通じた国際比較研究事業（再委託業務）

G7 倉敷教育大臣会合（平成28年5月開催）で採択された「倉敷宣言」「G7 教育大臣宣言」及び「G20 教育大臣宣言」において取り上げられた教育課題等について、諸外国の先進的な取組を事前調査の上、初等中等教育機関の教職員を当該国（複数国も可）に短期に派遣して、経験や課題を相互に学ぶための教育実践活動等や現地教職員との交流及び現場体験に基づく国際比較研究（教育実践の改善）を実施し、成果報告書の作成及び成果報告会の開催等を行う。

3 事業の委託先

以下の（1）～（3）を満たす団体とする。

- （1）教育分野（特に初等中等教育）に関連する知見及び国際交流（受入れ及び派遣）の実施の経験を有し、日本及び相手国の関係団体（教育委員会、

学校、相手国実施機関等)・参加教職員と円滑に連携できる法人格を有する団体とする。

- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 委託期間

原則として契約を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、契約は単年度毎とする。事業の実績及び予算の状況等を勘案し、審査の上適当と認められるときは、次年度以降引き続き契約を締結できる。

5 委託手続

- (1) 受託団体が委託を受けようとするときは、企画提案書を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、(1)により提出された企画提案書を公正な第三者により構成される審査委員会に諮り、委託先を決定する。
- (3) 文部科学省は、(2)により決定された企画提案書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、受託団体と委託契約書を取り交わし、事業を委託する。

6 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業に要する経費(人件費、事業費(諸謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、会議費、借損料、雑役務費、消費税相当額)、再委託費、一般管理費)を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、受託団体が実施要項等に違反したとき、又は事業の遂行が困難であると認めたときは、委託の解除及び経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

- (1) 受託団体は、当該事業のうちその内容が第三者に委託することが事業の実施に合理的と認められるものについては、当該事業の一部を再委託することができる。ただし、当該事業の全部を再委託することはできない。
- (2) 受託団体は、事業の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ再委託承認申請書により、文部科学省の承認を得なければならない。
- (3) 受託団体は、再委託を行う場合の事務手続等については、本要項その他の関連規定に準じた取扱いを行うものとする。

8 委託契約及び事業計画の変更等

- (1) 受託団体は事業計画書に記載された内容を変更しようとする場合には、事業計画変更承認申請書を文部科学省に提出し、その承認を得ること。
- (2) 受託団体は、委託費に増減が生じる場合及びその他必要と認められる場合は、委託契約変更承認申請書を提出するものとし、委託変更契約書の取り交わしをもってその承認とする。

9 事業完了（廃止）の報告

- (1) 受託団体は、本事業が完了したとき、あるいは、廃止又は中止（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止）報告書及び支出を証する書類の写を完了した日又は廃止等の承認の日から14日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。
- (2) 事業完了等に係る事務手続等については、本要項その他の関連規定に準じた取扱いを行うものとする。

10 著作権

事業の実施の過程において受託団体が作成した成果物等の著作権は、原則として、文部科学省に帰属する。ただし、その他関連規定に定める条件においてはこの限りではない。

11 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、必要に応じ、上記9により提出された委託事業完了（廃止）報告書に関して、事業の実施状況及び委託費の執行状況について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認める時は、委託費の額を確定し、受託団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 委託費の額の確定に係る事務手続き等については、実施要項等の関連規定に準じた取扱いを行うものとする。

12 その他

- (1) 文部科学省は本委託事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう、受託団体に対し求める。
- (2) 文部科学省は、事業の実施に当たり、受託団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、効果的な実施が図られるよう協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託団体は、委託事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密

を保持しなければならない。また、受託団体は、文部科学省の求めがあった場合は、本事業に関して必要な書類を提出しなければならない。

(5) 要項に定める事項の他、本事業の実施に必要な事項については別途定める。